

山北町子ども・子育て会議の意義及び概要

● 「子ども・子育て会議」とは

- ① 子ども・子育て支援法（平成 27 年度からスタート）により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。（法 77 条第 1 項）
 - （1）認定こども園・幼稚園・保育園の利用定員の設定に関すること。
 - （2）市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
 - （3）市町村の子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況の審査に関すること。
- ② 山北町では、法の規定に基づき、「山北町子ども・子育て会議条例」を制定し、会議を運営しています。

● 「子ども・子育て支援事業計画」とは

- ① 認定こども園・幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センターや学童保育等）の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5 年を 1 期とした計画を定めるよう規定されています。（法 61 条第 1 項）
- ② 子ども・子育てに関する様々なサービスについて、需要量（ニーズ）の把握に努め、適切なバランスで供給量（確保方策）を定めていくための計画です。
- ③ 現行計画は、平成 27～31 年度の期間中の 4 年目を迎えており、昨年度は中間年ということで、30・31 年度のニーズと確保方策の見直しを行いました。
- ④ 平成 32 年度以降の次期計画の策定に向け、今年度はニーズ調査、来年度は調査結果をもとに策定作業を予定しています。